

事務連絡
令和4年8月31日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

検査料の点数の取扱いについて

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

保医発0831第6号
令和4年8月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）を下記のとおり改正し、令和4年9月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 別添1第2章第3部第1節第1款D006-3に次を加える。

(3) フィラデルフィア染色体陽性急性リンパ性白血病の診断補助及び治療効果のモニタリングを目的として測定した場合、「1」のMajor BCR-ABL1 (mRNA定量(国際標準値)) の所定点数を準用して算定する。

Major BCR-ABL1 (mRNA定量) は、リアルタイムRT-PCR法により測定した場合に限り算定できる。

2 別添1第2章第3部第1節第1款D012に次を加える。

(56) SARS-CoV-2・RSウイルス抗原同時検出(定性)

ア SARS-CoV-2・RSウイルス抗原同時検出(定性)は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2 抗原及びRSウイルス抗原の検出を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19

の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として行った場合に限り、本区分の「44」単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。

イ COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を 1 回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに 1 回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ウ SARS-CoV-2・R S ウィルス抗原同時検出（定性）を実施した場合、本区分の「23」 R S ウィルス抗原定性、SARS-CoV-2 抗原検出（定性）及び SARS-CoV-2 抗原検出（定量）については、別に算定できない。

3 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 2 3 (18) のアを次のように改める。

(18) SARS-CoV-2 核酸検出

ア SARS-CoV-2 核酸検出は、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」H P V 核酸検出の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施する場合は、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドライン 2013-2014 版」に記載されたカテゴリー B の感染性物質の規定に従うこと。

4 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 2 3 (30) のアを次のように改める。

(30) SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出

ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、P C R 法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」H P V 核酸検出の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施する場合は、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドライン 2013-2014 版」に記載されたカテゴリー B の感染性物質の規定に従うこと。

5 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 2 3 (33) のアを次のように改める。

(33) SARS-CoV-2・R S ウィルス核酸同時検出

ア SARS-CoV-2・R S ウィルス核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及び R S ウィルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、P C R 法（定性）により、鼻咽頭ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及び R S ウィルスの核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」H P V 核酸検出の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施する場合は、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドライン 2013-2014 版」に記載されたカテゴリー B の感染性物質の規定に従うこと。

ぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及び R S ウィルスの核酸検出を同時に行
った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」 H P V 核酸検出の所
定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採
取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施する場合は、国
立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドンス 2013－
2014 版」に記載されたカテゴリ B の感染性物質の規定に従うこと。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発0304第1号)

改 正 後	現 行
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部・第2部 (略)</p> <p>第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料</p> <p>第1款 検体検査実施料</p> <p>D 0 0 0～D 0 0 6-2 (略)</p> <p>D 0 0 6-3 B C R-A B L 1</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) フィラデルフィア染色体陽性急性リンパ性白血病の診断補助及び治療効果のモニタリングを目的として測定した場合、「1」のM a j o r B C R-A B L 1 (m R N A定量(国際標準値)) の所定点数を準用して算定する。</u></p> <p><u>M a j o r B C R-A B L 1 (m R N A定量)</u>は、リアルタイムR T-P C R法により測定した場合に限り算定できる。</p> <p>D 0 0 6-4～D 0 1 1 (略)</p> <p>D 0 1 2 感染症免疫学的検査</p> <p>(1)～(55) (略)</p> <p><u>(56) SARS-CoV-2・R S ウイルス抗原同時検出(定性)</u></p> <p><u>ア SARS-CoV-2・R S ウイルス抗原同時検出(定性)</u></p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部・第2部 (略)</p> <p>第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料</p> <p>第1款 検体検査実施料</p> <p>D 0 0 0～D 0 0 6-2 (略)</p> <p>D 0 0 6-3 B C R-A B L 1</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>D 0 0 6-4～D 0 1 1 (略)</p> <p>D 0 1 2 感染症免疫学的検査</p> <p>(1)～(55) (略)</p> <p>(新設)</p>

は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2 抗原及び R S ウイルス抗原の検出目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として行った場合に限り、本区分の「4 4」単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。

イ COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を 1 回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに 1 回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ウ SARS-CoV-2・R S ウイルス抗原同時検出（定性）を実施した場合、本区分の「23」R S ウイルス抗原定性、SARS-CoV-2 抗原検出（定性）及び SARS-CoV-2 抗原検出（定量）については、別に算定できない。

D 0 1 3～D 0 2 2 （略）

D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査

（1）～（17）（略）

（18） SARS-CoV-2 核酸検出

ア SARS-CoV-2 核酸検出は、検査の委託の有無にか

D 0 1 3～D 0 2 2 （略）

D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査

（1）～（17）（略）

（18） SARS-CoV-2 核酸検出

ア SARS-CoV-2 核酸検出は、検査の委託の有無にか

<p>かわらず、本区分の「10」 H P V核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、<u>検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施する場合は、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従うこと。</u></p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(19)～(29) (略)</p> <p>(30) SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出</p> <p>ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、P C R 法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中のSARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」 H P V核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、<u>検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施する場合は、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従うこと。</u></p> <p>イ～オ (略)</p>	<p>かわらず、本区分の「10」 H P V核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、<u>検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u></p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(19)～(29) (略)</p> <p>(30) SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出</p> <p>ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、P C R 法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中のSARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」 H P V核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、<u>検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u></p> <p>イ～オ (略)</p>
--	--

<p>(31)・(32) (略)</p> <p>(33) SARS-CoV-2・R S ウイルス核酸同時検出</p> <p>ア SARS-CoV-2・R S ウイルス核酸同時検出は、CO VID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SA RS-CoV-2 及び R S ウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR 法（定性）により、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及び R S ウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」HP V 核酸検出の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、<u>検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施する場合は、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドライン 2013-2014 版」に記載されたカテゴリ B の感染性物質の規定に従うこと。</u></p> <p>イ～オ (略)</p>	<p>(31)・(32) (略)</p> <p>(33) SARS-CoV-2・R S ウイルス核酸同時検出</p> <p>ア SARS-CoV-2・R S ウイルス核酸同時検出は、CO VID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SA RS-CoV-2 及び R S ウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR 法（定性）により、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及び R S ウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」HP V 核酸検出の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドライン 2013-2014 版」に記載されたカテゴリ B の感染性物質の規定に従って、<u>検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u></p> <p>イ～オ (略)</p>
--	---